

令和2年5月25日

洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査の実施について(内規)

趣旨 当協会では、「海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）」が平成31年4月に施行されたのを機に、「洋上風力発電施設の建設に伴う漁業影響調査の実施について」（令和元年7月8日付け）（以下、「漁業影響調査」という。）を制定し、洋上風力発電所の建設に伴う漁業影響調査に関する考え方を公表してきたところである。

しかし、最近になって開発事業者等から、漁業影響調査の実施に関する詳細な内容等の照会があり、具体的な調査の進め方を明らかにする必要があると考えている。そこで、洋上風力発電所の建設に伴う漁業影響調査を開始するに当たっての条件を明らかにして、再エネ海域利用法の趣旨を生かし、食料供給産業としての漁業との共存を可能にするため、内規を定めるものである。

- 第1 漁業影響調査を開始するに当たっては、開発事業者等から施設の建設計画内容、これまでに積み重ねられてきた地元との折衝の経緯等に関する事項が、文書で示されなければならない。
- 第2 開発事業者等から提出された文書等について、協会内で漁業影響調査を実施できる段階にあるか否かを含めて、総合的に判断するものとする。
- 第3 その結果、漁業関係者等の理解が得られ、漁業影響調査を実施する段階に達していると判断した場合には、当協会の担当者が開発事業者等を帯同して建設予定地を訪問し、詳細な現地調査（以下、「着手前調査」という。）を実施するものとする。
- 第4 着手前調査の目的とするところは、第一段階の漁業操業実態調査が、地元の関係者の協力を得ながら、完全な形で実施できるか否かを判断するためのものである。
- 第5 したがって、着手前調査の内容は漁業影響調査の実施について、表1の項目と概要に示す事項に関して、漁業操業実態調査の実施が可能であるか否かについて、建設を予定している現地において、漁業関係者等から詳細に聞き取り調査を実施するものとする。
- 第6 着手前調査における訪問先等については、漁業影響調査の実施についての表2に示す「聞き取り・収集先」において実施するものとする。
- 第7 着手前調査の終了後、協会において再度協議して、漁業影響調査の第一段階漁業操業実態調査の実施が可能であると判断した場合には、その旨開発事業者等に通知する。
- 第8 協会における協議の結果、漁業影響調査の実施が不可能であるとの結論に達した場合には、開発事業者等に通知するとともに、資料の不足する部分等について、詳細に明示するものとする。

- 第9 着手前調査の実施に当たっては、その経費は双方で負担するものとする。
- 第10 漁業影響調査の実施に当たって、当協会から所要の経費を見積ることとなるが、その際は東京起算で算出するものとする。
- 第11 この内規は、令和2年5月25日より実施する。